

四半期報告書

(第17期第1四半期)

株式会社インターネットイニシアティブ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

| | 頁 |
|---------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 3 |
| 3 【関係会社の状況】 | 3 |
| 4 【従業員の状況】 | 3 |
| 第2 【事業の状況】 | 4 |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】 | 4 |
| 2 【経営上の重要な契約等】 | 5 |
| 3 【財政状態及び経営成績の分析】 | 6 |
| 第3 【設備の状況】 | 12 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 13 |
| 1 【株式等の状況】 | 13 |
| 2 【株価の推移】 | 17 |
| 3 【役員の状況】 | 17 |
| 第5 【経理の状況】 | 18 |
| 1 【四半期連結財務諸表】 | 19 |
| 2 【その他】 | 37 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 38 |

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第17期第1四半期
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社インターネットイニシアティブ

【英訳名】 Internet Initiative Japan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 幸一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

【電話番号】 03-5259-6500

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 渡井 昭久

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

【電話番号】 03-5259-6500

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 渡井 昭久

【縦覧に供する場所】 株式会社インターネットイニシアティブ関西支社
(大阪府大阪市中央区北浜四丁目7番8号)
株式会社インターネットイニシアティブ名古屋支社
(愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)
株式会社インターネットイニシアティブ横浜営業所
(神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | | 第17期 第1四半期連結累計(会計)期間 | 第16期 |
|--------------------------|------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日 | 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 |
| 営業収益 | (千円) | 16,328,133 | 66,835,299 |
| 営業利益 | (千円) | 411,262 | 4,759,364 |
| 税引前四半期(当期)利益 | (千円) | 309,571 | 4,361,669 |
| 四半期(当期)純利益 | (千円) | 169,077 | 5,176,589 |
| 株主資本 | (千円) | 24,991,279 | 24,980,713 |
| 総資産額 | (千円) | 51,934,164 | 55,702,546 |
| 1株当たり株主資本 | (円) | 121,036 | 120,985 |
| 基本的1株当たり四半期 (当期)純利益 | (円) | 819 | 25,100 |
| 希薄化後1株当たり四半期 (当期)純利益 | (円) | 818 | 25,072 |
| 株主資本比率 | (%) | 48.1 | 44.8 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 2,017,834 | 4,537,746 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | △824,732 | △5,443,766 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | △2,695,413 | △1,152,151 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 | (千円) | 9,943,205 | 11,470,980 |
| 従業員数 | (名) | 1,513 | 1,373 |

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標の推移については記載しておりません。
2 当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の原則（以下、「米国会計基準」といいます。）に基づいて作成されております。
3 営業収益（売上高）には、消費税等は含まれておりません。
4 本書において、税引前四半期（当期）利益は、法人所得税、少数株主損益及び持分法による投資損益調整前四半期（当期）利益を表示しております。
5 当社は、米国会計基準に基づく四半期連結財務諸表を作成しております。従い、株主資本、1株当たり株主資本及び株主資本比率について、米国会計基準に基づく数値を記載しております。
6 1株当たり株主資本額は、各期末時点の流通株式数に基づき計算しております。
7 基本的1株当たり四半期（当期）純利益は、各四半期連結累計期間（各期）の期中平均流通株式数に基づき計算しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社について異動はありません。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、従前の「インターネット接続及び付加価値サービス売上高」における「付加価値サービス」及び「その他」との内訳区分を、これらを併せて「アウトソーシングサービス」との区分へと変更しております。これにあわせ、従前の「インターネット接続及び付加価値サービス売上高」及び「インターネット接続及び付加価値サービス売上原価」との名称を、それぞれ「インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高」及び「インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上原価」へと変更しております。当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、「システムインテグレーション売上高」の内訳を「構築」及び「運用保守」に区分しております。当第1四半期連結会計期間より、ATM運営事業について、売上及び原価を開示しております。

3 【関係会社の状況】

当社は、当第1四半期連結会計期間において、以下の2社を、当社の完全連結子会社として新たに設立いたしました。

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業 の内容 | 議決権の所有 割合又は被所有 割合(%) | 関係内容 (注) |
|------------------------|---------|--------------|--|----------------------------|----------------------------|
| オンデマンドソリューションズ(株) | 東京都千代田区 | 65 | プリントオンデマンドサービスの提供等 | 100.0 | 役員の兼任2名、当社からの人員出向、当社への業務委託 |
| (株)IIJイノベーションインステイテュート | 東京都千代田区 | 50 | インターネットに関する新技術の開発、その技術を応用した新サービス開発及び事業化等のインキュベーション | 100.0 | 役員の兼任3名、当社からの人員出向、当社への業務委託 |

(注) 関係内容における役員の兼任状況は、当第1四半期連結会計期間末現在の状況を記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

| 従業員数(名) | 1,513 |
|---------|-------|
|---------|-------|

- (注) 1 従業員数として、職員及び契約社員の総数を記載しております。受入出向社員は含んでおりません。
2 当第1四半期連結会計期間末における当社グループの連結従業員数は1,513名であり、前連結会計年度末対比にて140名増加いたしました。これは、主として、平成20年4月の新卒新入社員92名の入社及び積極的な中途採用による増加によります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

| 従業員数(名) | 693 |
|---------|-----|
|---------|-----|

- (注) 1 従業員数として、職員及び契約社員の総数を記載しております。受入出向社員は含んでおりません。
2 当第1四半期末における当社の従業員数は693名であり、前事業年度末対比にて66名増加いたしました。これは、主として、平成20年4月の新卒新入社員43名の入社及び積極的な中途採用による増加によります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績は、以下のとおりであります。

| 役務区分 | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|---------------|---|
| | 生産高(千円) |
| システムインテグレーション | 6,044,066 |
| 合計 | 6,044,066 |

- (注) 1 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 当社グループは、インターネット接続及びアウトソーシングサービス、機器販売ならびにATM運営事業において生産を行っておりませんので、生産実績の記載事項はありません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績及び受注残高は、以下のとおりであります。

| 役務区分 | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) | |
|---------------------|---|------------|
| | 受注高(千円) | 受注残高(千円) |
| システムインテグレーション及び機器販売 | 8,853,724 | 16,835,883 |
| 合計 | 8,853,724 | 16,835,883 |

- (注) 1 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 当社グループは、インターネット接続及びアウトソーシングサービスならびにATM運営事業において受注生産を行っておりませんので、受注高及び受注残高の記載事項はありません。
3 当社グループは、システムインテグレーション及び機器販売において、受注段階では区分が困難であるため、合計額にて記載しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における役務別の販売実績は、以下のとおりであります。

| 役務区分 | 当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|------------------------------|---|
| | 販売高(千円) |
| インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高合計 | 8,396,453 |
| うち、法人向け接続サービス | 3,109,754 |
| うち、個人向け接続サービス | 1,596,203 |
| うち、アウトソーシングサービス | 3,690,496 |
| システムインテグレーション売上高合計 | 7,688,824 |
| うち、構築 | 3,035,748 |
| うち、運用保守 | 4,653,076 |
| 機器売上高 | 238,021 |
| ATM運営事業売上高 | 4,835 |
| 合計 | 16,328,133 |

- (注) 1 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 当第1四半期連結会計期間において、総販売実績に対する割合が100分の10を超える主要な販売先はありませんので、主要な販売先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合について記載を省略しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、記載すべき経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

① 当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）の連結業績の概況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益は減少し設備投資はおおむね横ばいとなり、景気回復は足踏み状態にあり一部に弱い動きが見られました。先行きについては、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカの景気後退懸念や株式・為替市場の変動、原油価格の動向等に関連した景気の下振れリスクが高まっていることに留意する必要があります。

当社グループが関連するデータ通信市場におきましては、企業の設備投資及び費用支出意欲の動向に留意する必要はあるものの、ネットワークの利用及び情報システムのアウトソーシングは企業にとって不可欠であり、需要は底堅く、今後も継続的に伸張してゆくものと予想しております。

このような事業環境の中、当社グループは、従前から引き続き、主として大中堅企業及び官公庁向けにトータル・ネットワーク・ソリューションとの切り口にて、インターネット接続サービス及びアウトソーシングサービス、システムインテグレーション等を複合的に提供しております。また、更なる中長期的成長を展望し、新設連結子会社による新規事業開発についても積極的に取り組んでおります。

当第1四半期連結累計期間においては、メールシステムやデータセンターに関連したアウトソーシングサービス及びシステムの運用保守が引き続き堅調に伸張し、また、平成19年6月に子会社化した㈱ハイホーによる個人向けインターネット接続サービス売上高の寄与（前年同期は1ヶ月間であったものが当第1四半期連結累計期間では3ヶ月間の寄与）があり、サービス提供契約にて恒常的に月次計上される営業収益（ストック売上）は累積し、13,050百万円となりました。また、新サービス「IIJモバイル」サービスの受注回線数は約1万回線となり、第2四半期以降の課金拡大が期待されております。システムインテグレーションにおける構築については、例年第1四半期は、企業の予算執行時期に関連する季節変動要因にて通期中最も売上高が低くなる時期であり、当第1四半期連結累計期間においては、特に人員工数に関する仕掛け増加に伴い第2四半期以降に計上される未実現の売上・利益が増加したことがあり、営業収益規模はさほど増加しませんでした。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の連結経営成績は、営業収益（売上高）は16,328百万円となり、営業利益は、事業規模拡大に伴う販売管理費の増加があったもののシステムの構築の営業収益規模がさほど増加せず、また、新設した連結子会社4社（GDJ Japan㈱、㈱トラストネットワークス、オンデマンドソリューションズ㈱及び㈱IIJイノベーションインスティテュート）の新規事業立ち上げ時期における営業損失の計上もあり411百万円となりました。税引前四半期利益は、310百万円となり、四半期純利益は169百万円となりました。

② 経営成績の分析

i) 営業収益

当第1四半期連結累計期間における営業収益は、16,328百万円となりました。

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|----------------------------|---|
| | 百万円 |
| インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高 | 8,396 |
| システムインテグレーション売上高 | 7,689 |
| 機器売上高 | 238 |
| ATM運営事業売上高 | 5 |
| 営業収益（売上高）合計 | 16,328 |

当第1四半期連結累計期間におけるインターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高は、企業のネットワークの利用及び情報システムのアウトソーシング需要の増加を背景に、メールシステムやデータセンターに関連したアウトソーシングサービス売上高の継続的な伸張があり、また、平成19年6月に子会社化した(株)ハイホーの個人向けインターネット接続サービス売上高への寄与（3ヶ月分）があり、8,396百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるシステムインテグレーション売上高は、システムの構築については、例年第1四半期は、企業の予算執行に係わる季節変動要因にて通期中最も売上高が低くなる時期にて、営業収益はさほど増加しませんでした。システムの運用保守は継続的な売上が順調に積みあがり、7,689百万円となりました。

機器売上は、顧客の要請に応じ機器調達及び販売を行うものであり、当第1四半期連結累計期間における売上高は、238百万円となりました。

ATM運営事業売上高は、新規事業として企画、準備し試行時期にある連結子会社(株)トラストネットワークスによるATMネットワーク運営事業に伴う収益であり、当第1四半期連結累計期間にて5百万円となりました。

ii) 売上原価

当第1四半期連結累計期間における売上原価は、13,303百万円となりました。

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|-----------------------------|---|
| | 百万円 |
| インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上原価 | 7,065 |
| システムインテグレーション売上原価 | 6,024 |
| 機器売上原価 | 199 |
| ATM運営事業売上原価 | 15 |
| 売上原価合計 | 13,303 |

当第1四半期連結累計期間におけるインターネット接続及びアウトソーシングサービス売上原価は、売上の増加に伴い、主として回線関連費用、データセンター関連費用及び人件関連費用等が増加し、また、(株)ハイホーの個人向け接続サービス売上高に係る売上原価（3ヶ月分）もあり、7,065百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるシステムインテグレーション売上原価は、売上高の増加に伴い、主として設備関連費用、外注費用及び人件関連費用の増加等があり、6,024百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における機器売上原価は、199百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるATM運営事業売上原価は、15百万円となりました。

iii) 販売費、一般管理費、研究開発費

当第1四半期連結累計期間における販売費は、事業規模拡大に伴い、主として人件関連費用及び広告宣伝費等が増加し、また、(株)ハイホーにかかる販売費（3ヶ月分）もあり、1,173百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における一般管理費は、主として事業規模拡大に伴う人件関連費用、外注関連費用及びオフィス増床にかかる地代家賃の増加等があり、また、新設連結子会社4社に係る一般管理費の増加もあり、1,383百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における研究開発費は、59百万円となりました。

iv) 営業利益

当第1四半期連結累計期間における営業利益は、主として事業規模拡大に伴う販売管理費の増加、新設の連結子会社4社に係る166百万円の営業損失の計上等があり、411百万円となりました。

v) その他の収益（△費用）

当第1四半期連結累計期間におけるその他の収益（△費用）は、主として支払利息106百万円により、102百万円のその他の費用となりました。

vi) 税引前四半期利益

当第1四半期連結累計期間における税引前四半期利益は、営業利益の減少及びその他の費用の計上により、310百万円となりました。

vii) 法人所得税、少数株主損益及び持分法による投資損益

当第1四半期連結累計期間における法人所得税は、繰延税金資産の取り崩しによる127百万円の法人税等調整額（損）の計上があり、213百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における少数株主損益は、GDJ Japan(株)及び(株)トラストネットワークスにかかる少数株主損失にて55百万円の利益となりました。

当第1四半期連結累計期間における持分法による投資損益は、主としてインターネットマルチフィード(株)に係る利益にて、18百万円の利益となりました。

viii) 四半期純利益

当第1四半期連結累計期間における四半期純利益は、169百万円となりました。

(2) 役務別の分析

① インターネット接続及びアウトソーシングサービス

法人向け接続サービスの売上高は、企業のネットワーク利用増加に伴うIPサービスの契約帯域の拡大、ブロードバンドサービスの契約数増加基調が継続し、3,110百万円となりました。新たにサービス提供を開始した法人向け無線データ通信サービス「IIJモバイル」は、当初想定どおりに契約獲得が進み、受注回線数は約1万回線となりました。

個人向け接続サービスの売上高は、平成19年6月に子会社化した(株)ハイホーによる個人向けインターネット接続サービス売上高への寄与（3ヶ月分）があり、1,596百万円となりました。

アウトソーシングサービスの売上高は、メールシステム、データセンター及びインターネットVPN等のネットワーク関連アウトソーシングサービスがいずれも順調に伸張し、3,690百万円となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間のインターネット接続及びアウトソーシングサービスの売上高は、8,396百万円となりました。売上総利益は1,331百万円となり、売上総利益率は15.9%となりました。

<インターネット接続及びアウトソーシングサービスの売上高、売上原価及び売上総利益率>

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|---|---|
| | 百万円 |
| インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高合計 | 8,396 |
| うち、法人向け接続サービス | 3,110 |
| うち、IPサービス（インターネットデータセンター接続サービスを含む） | 2,270 |
| うち、IIJ FiberAccess/F及びIIJ DSL/F（ブロードバンド対応型）サービス | 713 |
| うち、その他 | 127 |
| うち、個人向け接続サービス | 1,596 |
| うち、自社ブランド提供分 | 257 |
| うち、ハイホーブランド提供分 | 1,203 |
| うち、OEM提供分 | 136 |
| うち、アウトソーシングサービス | 3,690 |
| インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上原価 | 7,065 |
| うち、バックボーンコスト | 895 |
| 売上総利益率 | 15.9 % |

<インターネット接続サービスの契約数及び総帯域>

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日現在) |
|---|---------------------------------|
| | 契約 |
| 法人向け接続サービス契約数合計 | 32,939 |
| うち、IPサービス (100Mbps未満) | 854 |
| うち、IPサービス (100Mbps-1Gbps未満) | 203 |
| うち、IPサービス (1Gbps以上) | 72 |
| うち、インターネットデータセンター接続サービス | 286 |
| うち、IIJ FiberAccess/F及びIIJ DSL/F (ブロードバンド対応型) サービス | 24,466 |
| うち、その他 | 7,058 |
| 個人向け接続サービス契約数合計 | 467,453 |
| うち、自社ブランド提供分 | 49,279 |
| うち、ハイホーブランド提供分 | 188,575 |
| うち、OEM提供分 | 229,599 |
| 契約総帯域 (注) | 422.1 Gbps |

(注) 法人向け接続サービスのうち、IPサービス、インターネットデータセンター接続サービス及びブロードバンド対応型サービス各々の契約数と契約帯域を乗じることにより算出しております。

② システムインテグレーション

当第1四半期連結累計期間におけるシステムインテグレーションの売上高は、ネットワークシステム等の構築に係る一時売上は3,036百万円となり、システムの運用保守に係る継続的な売上は4,653百万円となりました。システムインテグレーションの売上総利益は1,665百万円となり、売上総利益率は21.6%となりました。

当第1四半期連結会計期間末現在のシステムインテグレーション及び機器売上の受注残高は、16,836百万円となりました。このうち、機器売上を含むシステム構築等による一時売上に関する受注残高は5,081百万円となり、システム運用保守によるストック売上に関する受注残高は11,755百万円となりました。

<システムインテグレーションの売上高、売上原価及び売上総利益率>

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|--------------------|---|
| | 百万円 |
| システムインテグレーション売上高合計 | 7,689 |
| うち、構築 | 3,036 |
| うち、運用保守 | 4,653 |
| システムインテグレーション売上原価 | 6,024 |
| 売上総利益率 | 21.6 % |

③ 機器売上

当第1四半期連結累計期間の機器売上高は、238百万円となりました。売上総利益は39百万円となり、売上総利益率は16.4%となりました。

<機器売上の売上高、売上原価及び売上総利益率>

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|--------|---|
| | 百万円 |
| 機器売上高 | 238 |
| 機器売上原価 | 199 |
| 売上総利益率 | 16.4% |

④ ATM運営事業

当第1四半期連結累計期間のATM運営事業売上高は5百万円となり、売上総損失は10百万円となりました。

<ATM運営事業の売上高及び売上原価>

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|-------------|---|
| | 百万円 |
| ATM運営事業売上高 | 5 |
| ATM運営事業売上原価 | 15 |

(3) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末対比3,768百万円減少し、51,934百万円となりました。主な増減内容として、流動資産にて、主として賞与及びシステムインテグレーション案件に伴う保守料等の前払費用の増加931百万円及び売掛金の減少3,346百万円等がありました。当第1四半期連結会計期間末における売却可能有価証券（上場株式）の簿価は、前連結会計年度末比90百万円増加し、934百万円となりました。また、流動負債にて、主として短期借入金の減少1,650百万円（純額）、買掛金及び未払金の減少1,965百万円等がありました。

当第1四半期連結会計期間末における株主資本は24,991百万円となり、株主資本比率は48.1%となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末の11,471百万円から1,528百万円減少し、9,943百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、営業利益の計上、売掛金3,328百万円の回収による収入があり、また、進捗中のシステムインテグレーション案件に関する前払費用等の832百万円の支出、主としてシステムインテグレーション案件の仕入れに関する買掛金及び未払金1,811百万円の減少、法人所得税の支払い512百万円等があり、これらを主な要因として、2,018百万円の収入となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得にて768百万円の支出があり、これを主な要因として、825百万円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、当初の返済期限が3ヶ月を超える短期借入金の返済250百万円（純額）、キャピタル・リース債務の元本返済839百万円、当初の返済期限が3ヶ月以内の短期借入金の返済1,400百万円（純額）等があり、これらを主な要因として、2,695百万円の支出となりました。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、59百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 377,600 |
| 計 | 377,600 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|--------------------------------|----|
| 普通株式 | 206,478 (注) | 206,478 (注) | 東京証券取引所(市場第一部) 米国ナスダック市場(注) | — |
| 計 | 206,478 (注) | 206,478 (注) | — | — |

(注) 当社は、当社ADRを米国ナスダック市場に登録しております。その概要は以下のとおりです。

- ・当社普通株式と当社ADRの変換比率 1株に対し400ADR
- ・ADR変換株式の比率 発行済株式数のうち10.45%(平成20年3月31日現在)
- ・預託銀行 THE BANK OF NEW YORK MELLON CORPORATION
(平成20年7月1日付けにて、THE BANK OF NEW YORK COMPANY Inc. より社名が変更されております)
- ・株式からADR及びADRから株式の変換の際にかかる手数料 1ADRあたり0.05米ドル以下
- ・当社の株式及び当社ADRは、上述の変換比率にて、預託銀行を通じて変換をすることが可能です。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ19の規定に基づき、新株引受権（新株予約権）を発行しております。

①第1回普通株式新株予約権

| 株主総会の特別決議日(平成12年4月7日) | |
|-------------------------------------|---|
| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日現在) |
| 新株予約権の数(個) | 190 (注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 950 (注)1、7 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 2,163,418円(注)2、7 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成14年4月8日から平成22年4月7日までとする。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 2,163,418円 資本組入額 1,081,709円 (注)2、7 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3、4、5、6 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)3、4、5、6 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 新株予約権付与後、株式分割(配当可能利益又は準備金の資本組入れによる場合を含むものとし、以下同様とする)又は株式併合が行われる場合は、発行すべき株式数は次の算式により調整します。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 株式の分割又は時価を下回る価額で新株が発行(転換社債の転換、新株予約権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株予約権行使の場合を含まない)される場合は、発行価額は次の算式により調整します。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 権利を与えられた者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

4 上記3にかかわらず、権利を与えられた者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができます。但し、死亡時より1年でその権利は消滅します。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権付与契約」に定められております。

6 権利を与えられた者は、当社、当社子会社又は関連会社(当社がその株式を20%以上保有する会社をいう。)の役員、従業員である限り、付与された権利の一部又は全部を行使することができます。

7 平成17年10月の株式分割(5分割)の実施に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は5倍となり、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額はそれぞれ5分の1に調整されております。

②第2回普通株式新株予約権

| 株主総会の特別決議日(平成13年6月27日) | |
|-------------------------------------|---|
| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日現在) |
| 新株予約権の数(個) | 325 (注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,625 (注)1、7 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 334,448円 (注)2、7 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成15年6月28日から平成23年6月27日までとする。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 334,448円 資本組入額 167,224円 (注)2、7 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3、4、5、6 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)3、4、5、6 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 新株予約権付与後、株式分割(配当可能利益又は準備金の資本組入れによる場合を含むものとし、以下同様とする)又は株式併合が行われる場合は、発行すべき株式数は次の算式により調整します。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 株式の分割又は時価を下回る価額で新株が発行(転換社債の転換、新株予約権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株予約権行使の場合を含まない)される場合は、発行価額は次の算式により調整します。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 権利を与えられた者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

4 上記3にかかわらず、権利を与えられた者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができます。但し、死亡時より1年でその権利は消滅します。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権付与契約」に定められております。

6 権利を与えられた者は、当社、当社子会社又は関連会社(当社がその株式を20%以上保有する会社をいう。)の役員、従業員である限り、付与された権利の一部又は全部を行使することができます。

7 平成17年10月の株式分割(5分割)の実施に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は5倍となり、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額はそれぞれ5分の1に調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|---------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成20年6月30日(注) | — | 206,478 | — | 14,294,625 | — | 1,015,310 |

(注) 当第1四半期会計期間において、発行済株式総数、資本金等の増減はありません。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大量保有報告書の写しの送付はなく、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|------------------|--------------|--------------|----|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) (注) | 普通株式 206,478 | 206,478 | — |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 206,478 | — | — |
| 総株主の議決権 (注) | — | 206,478 | — |

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、(株)証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が3株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の名義書換失念株式に係る議決権の数3個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|------------|--------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| — | — | — | — | — | — |
| 計 | — | — | — | — | — |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年4月 | 平成20年5月 | 平成20年6月 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 東京証券取引所（注）1 | | | |
| 最高（円） | 370,000 | 384,000 | 428,000 |
| 最低（円） | 315,000 | 315,000 | 352,000 |
| 米国ナスダック市場（注）2 | | | |
| 最高(米ドル) | 8.88 | 9.09 | 9.72 |
| 最低(米ドル) | 8.01 | 7.80 | 8.33 |

(注) 1 東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の月別最高・最低の取引株価を記載しております。

2 米国ナスダック市場における当社ADRの1 ADR当たりの月別最高・最低の取引価格を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日（平成20年6月30日）後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」といいます。）第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続きならびに表示方法に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

| | | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日現在) | 前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在) |
|---|----------|---------------------------------|--|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | 金額(千円) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産： | | | |
| 現金及び現金同等物 | | 9,943,205 | 11,470,980 |
| 有価証券 | | — | 12,181 |
| 売掛金 | | | |
| －平成20年6月30日及び平成20年3月31日現在、それぞれ18,591千円及び24,677千円の貸倒引当金控除後 | | 8,909,504 | 12,255,163 |
| たな卸資産 | | 1,185,250 | 1,184,160 |
| 前払費用 | | 2,936,607 | 2,005,274 |
| その他流動資産 | | | |
| －平成20年6月30日及び平成20年3月31日現在、それぞれ11,220千円及び7,470千円の貸倒引当金控除後 | | 1,478,237 | 1,557,869 |
| 流動資産合計 | | 24,452,803 | 28,485,627 |
| 持分法適用関連会社に対する投資及び貸付金 | | | |
| －平成20年6月30日及び平成20年3月31日現在、それぞれ16,701千円の貸付金に対する評価性引当金控除後 | | 972,744 | 991,237 |
| その他投資 | 4、5 | 2,448,326 | 2,363,770 |
| 有形固定資産 | | | |
| －平成20年6月30日及び平成20年3月31日現在、それぞれ14,316,358千円及び14,029,785千円の減価償却累計額控除後 | | 12,012,871 | 11,740,210 |
| 営業権 | 2 | 2,507,258 | 2,507,258 |
| その他無形固定資産－純額 | 2 | 3,380,745 | 3,400,117 |
| 敷金保証金 | | 2,080,875 | 2,037,165 |
| その他資産 | | | |
| －平成20年6月30日及び平成20年3月31日現在、それぞれ67,251千円及び64,796千円の貸倒引当金控除後 | | 4,078,542 | 4,177,162 |
| 資産合計 | | 51,934,164 | 55,702,546 |

| | | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日現在) | 前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在) |
|--|----------|---------------------------------|--|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | 金額(千円) |
| (負債及び資本の部) | | | |
| 流動負債： | | | |
| 短期借入金 | | 7,500,000 | 9,150,000 |
| 短期リース債務 | | 3,392,140 | 3,455,948 |
| 買掛金及び未払金 | | 5,929,863 | 7,895,238 |
| 未払費用 | | 1,017,076 | 994,138 |
| 退職給付引当金－流動 | 3 | 11,436 | 11,436 |
| 繰延収益 | | 1,556,795 | 1,552,896 |
| その他流動負債 | | 597,366 | 864,366 |
| 流動負債合計 | | 20,004,676 | 23,924,022 |
| 長期リース債務 | | 4,860,731 | 4,738,359 |
| 退職給付引当金－非流動 | 3 | 1,174,207 | 1,101,951 |
| その他固定負債 | | 664,196 | 663,399 |
| 負債合計 | | 26,703,810 | 30,427,731 |
| 少数株主持分 | | 239,075 | 294,102 |
| 約定債務及び偶発債務 | 4 | | |
| 資本： | 3 | | |
| 資本金：普通株式 －平成20年6月30日及び平成20年3月31日現在、それぞれ授權株式数：377,600株、発行済株式数：206,478株 | | 16,833,847 | 16,833,847 |
| 資本準備金 | | 27,611,737 | 27,611,737 |
| 欠損金 | | △19,592,890 | △19,555,489 |
| その他の包括利益累計額 | | 138,585 | 90,618 |
| 資本合計 | | 24,991,279 | 24,980,713 |
| 負債及び資本合計 | | 51,934,164 | 55,702,546 |

(注) 四半期連結財務諸表に対する注記を参照。

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

| | | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|--------------------------------------|----------|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) |
| 営業収益： | | |
| インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高： | | |
| 法人向け接続サービス | | 3,109,754 |
| 個人向け接続サービス | | 1,596,203 |
| アウトソーシングサービス | | 3,690,496 |
| 合計 | | 8,396,453 |
| システムインテグレーション売上高： | | |
| 構築 | | 3,035,748 |
| 運用保守 | | 4,653,076 |
| 合計 | | 7,688,824 |
| 機器売上高 | | 238,021 |
| ATM運営事業売上高 | | 4,835 |
| 営業収益合計 | | 16,328,133 |
| 営業費用： | 3 | |
| インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上原価 | | 7,065,072 |
| システムインテグレーション売上原価 | | 6,024,237 |
| 機器売上原価 | | 198,926 |
| ATM運営事業売上原価 | | 14,681 |
| 売上原価合計 | | 13,302,916 |
| 販売費 | | 1,172,726 |
| 一般管理費 | | 1,382,708 |
| 研究開発費 | | 58,521 |
| 営業費用合計 | | 15,916,871 |
| 営業利益 | | 411,262 |
| その他の収益(△費用)： | | |
| 受取利息 | | 7,956 |
| 支払利息 | | △106,203 |
| 為替差損 | | △2,403 |
| その他投資に係る評価損失 | | △7,391 |
| その他－純額 | | 6,350 |
| その他の収益(△費用)合計－純額 | | △101,691 |
| 法人所得税、少数株主損益及び持分法による投資損益調整前 四半期利益 | | 309,571 |
| 法人所得税 | | 213,215 |
| 少数株主損益 | | 55,027 |
| 持分法による投資損益 | | 17,694 |
| 四半期純利益 | | 169,077 |

| 区分 | 注記 番号 | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|------------------------|----------|---|
| 1株当たり四半期純利益 | 6 | |
| 基本的加重平均流通普通株式数(株) | | 206,478 |
| 希薄化後加重平均流通普通株式数(株) | | 206,598 |
| 基本的普通株式1株当たり四半期純利益(円) | | 819 |
| 希薄化後普通株式1株当たり四半期純利益(円) | | 818 |

(注) 四半期連結財務諸表に対する注記を参照。

(3) 【四半期連結資本勘定計算書】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

| 区分 | 発行済 普通株式数 (株) | 資本金 (千円) | 資本準備金 (千円) | 欠損金 (千円) | その他の 包括利益 累計額 (千円) | 合計 (千円) |
|---------------------|---------------------|-------------|---------------|-------------|-----------------------------|------------|
| 平成20年4月1日現在 | 206,478 | 16,833,847 | 27,611,737 | △19,555,489 | 90,618 | 24,980,713 |
| 四半期純利益 | | | | 169,077 | | 169,077 |
| その他の包括利益、税効果 控除後 | | | | | 47,967 | 47,967 |
| 包括利益合計 | | | | | | 217,044 |
| 配当金の支払額 | | | | △206,478 | | △206,478 |
| 平成20年6月30日現在 | 206,478 | 16,833,847 | 27,611,737 | △19,592,890 | 138,585 | 24,991,279 |

(注) 四半期連結財務諸表に対する注記を参照。

(4) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

| | | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|------------------------------------|----------|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー： | | |
| 四半期純利益 | | 169,077 |
| 営業活動によるキャッシュ・フローへの調整： | | |
| 減価償却費等 | | 1,244,913 |
| 退職給付引当金繰入額－支払額控除後 | | 72,256 |
| 貸倒引当金繰入額 | | 692 |
| 有形固定資産除却損 | | 29,688 |
| その他投資に係る評価損失 | | 7,391 |
| 為替差損 | | 6,921 |
| 持分法による投資損益（受取配当金控除後） | | 12,686 |
| 少数株主損益 | | △55,027 |
| 繰延税金 | | 126,712 |
| 営業資産及び負債の増減： | | |
| 売掛金の減少 | | 3,328,373 |
| たな卸資産、前払費用、その他流動資産及びその他 固定資産の増加 | | △832,472 |
| 買掛金及び未払金の減少 | | △1,811,304 |
| 未払法人所得税の減少 | | △331,972 |
| 未払費用、その他流動負債及びその他固定負債の増加 | | 49,900 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 2,017,834 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー： | | |
| 有形固定資産の取得 | | △768,077 |
| 短期投資及びその他投資の売却による収入 | | 5,281 |
| 敷金保証金の支払 | | △64,863 |
| 敷金保証金の返還 | | 15,917 |
| 積立保険料の支払 | | △12,938 |
| その他 | | △52 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △824,732 |

| | | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|---------------------------|----------|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー： | | |
| 当初の返済期限が3ヶ月を超える短期借入金による調達 | | 5,100,000 |
| 当初の返済期限が3ヶ月を超える短期借入金の返済 | | △5,350,000 |
| キャピタル・リース債務の元本返済 | | △838,935 |
| 当初の返済期限が3ヶ月以内の短期借入金の純増減 | | △1,400,000 |
| 配当金の支払額 | | △206,478 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △2,695,413 |
| 現金及び現金同等物に係る為替変動の影響 | | △25,464 |
| 現金及び現金同等物の純減少額 | | △1,527,775 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 11,470,980 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | | 9,943,205 |
| キャッシュ・フローに係る追加情報： | | |
| 利息支払額 | | 104,913 |
| 法人所得税支払額 | | 511,927 |
| 現金支出を伴わない投資及び財務活動： | | |
| キャピタル・リース契約締結による資産の取得額 | | 1,063,149 |

(注) 四半期連結財務諸表に対する注記を参照。

【当四半期連結財務諸表作成の基準について】

1 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について

当四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」といいます。）第93条の規定により、米国預託証券（以下、「ADR」といいます。）の発行等に関して要請されている会計処理の原則及び手続ならびに表示方法（（主として会計調査公報（以下、「ARB」といいます。））、会計原則審議会意見書（以下、「APB」といいます。））、財務会計基準書（以下、「SFAS」といいます。））及びその解釈指針等、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則）に基づいて作成しております。

当社は、米国証券取引委員会（以下、「米国SEC」といいます。）に当社ADRを発行登録し、平成11年8月に同証券を米国店頭市場（米国ナスダック市場）に登録しております。従って、当社は米国証券法（1934年法）第13条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された英文連結財務諸表を含めた様式20-F（Form 20-F）を、英文年次報告書として米国SECに定期的に提出しております。

2 四半期連結財務諸表規則に準拠して作成する場合との主要な相違の内容

米国の会計基準に準拠して作成した当四半期連結財務諸表と、わが国の四半期連結財務諸表規則等に準拠して作成した連結財務諸表との主要な相違の内容及び金額的に重要性のある項目に係る法人所得税、少数株主損益及び持分法による投資損益調整前四半期損益（以下、本項において「連結税引前四半期損益」といいます。）に対する影響額（米国の会計基準に修正したことによる影響額）は、下記のとおりであります。

(1) 四半期連結財務諸表における表示の相違について

少数株主持分は四半期連結貸借対照表上、負債の部と資本の部の中間の独立項目として区分表示しております。

持分法による投資損益は四半期連結損益計算書上、連結税引前四半期損益の後に独立項目として区分表示しております。

SFAS第130号「包括利益の報告」を適用しております。当基準書により包括利益に関する情報を開示しております。

(2) 会計処理基準の相違について

イ 法人所得税

法人所得に対する税金については、SFAS第109号「法人所得税の会計」に準拠して会計処理しております。従って、売却可能有価証券の未実現利益の変動による、繰延税金負債の変動のみに起因する繰延税金資産の相殺すべき額の変動の結果生じる評価性引当金の変動は、税金の期間内配分によりその他の包括損益として会計処理されております。

米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」といいます。）解釈指針第48号「法人所得税における不確実性に関する会計処理」（以下、「FIN第48号」といいます。）を適用しております。FIN第48号は、SFAS第109号に従って、企業の財務諸表において認識すべき法人所得税の不確実性に関する会計処理を明確にするものであります。本会計処理による当第1四半期連結累計期間の連結税引前四半期損益に与える影響はありません。

ロ リース取引の会計処理

主要なリース取引については、その契約内容が、SFAS第13号「リース会計」が規定するキャピタル・リースに該当する場合、同基準書に準拠して会計処理しております。これにより、所有権が借手に移転すると認められる取引以外のファイナンスリース取引についても、通常の売買に準じた処理を行っております。当第1四半期連結累計期間より、わが国の会計基準においても売買処理に準じた処理を行っておりますが、この処理に伴い、わが国の会計基準上、過年度において認識されていなかったリース資産の帳簿価格とリース負債との差額に相当する損失が当第1四半期連結累計期間において生じております。本会計処理による当第1四半期連結累計期間の連結税引前四半期損益に対する影響額は、196,618千円（益）であります。

ハ 新株発行費

新株発行費は、資本取引に伴う費用として資本準備金の控除項目として処理しておりますが、本会計処理による当第1四半期連結累計期間の連結税引前四半期損益に与える影響はありません。

ニ 退職給付会計

退職一時金及び適格退職年金に関してSFAS第87号ならびにSFAS第158号「確定給付型年金およびその他の退職後給付制度に係る雇用主の会計-SFAS第87号、第88号、第106号及び第132R号の改訂」を適用しております。本会計処理による当第1四半期連結累計期間の連結税引前四半期損益に対する影響額は、1,527千円（益）であります。

ホ 営業権

営業権の会計処理に関してSFAS第142号「営業権及びその他の無形固定資産」を適用しております。従って、営業権は償却せず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っております。わが国の会計基準では、営業権は、原則として計上後20年以内に定額法により償却し、金額が僅少な場合には、発生時の損益として処理されます。本会計処理による当第1四半期連結累計期間の連結税引前四半期損益に対する影響額は（わが国の会計基準において、商標権について10年、営業権について20年で償却したと仮定）は、60,358千円（益）であります。

(3) 希薄化後普通株式1株当たり四半期純利益の計算方法の相違について

希薄化後普通株式1株当たり四半期純利益の計算に関してSFAS第128号を適用しております。当基準書においては、潜在株式が希薄化効果を有するかどうかの判定は、四半期連結累計期間を四半期ごとに区切って行います。わが国の1株当たり当期純利益に関する会計基準においては、当該判定は、四半期連結累計期間をひとつの期間として行いますので、当該各期間の平均株価により、希薄化効果の有無に相違が生じることがあります。

なお、当第1四半期連結累計期間においては、上述の相違は生じませんでした。

当四半期連結財務諸表作成に対する注記

1 事業内容及び重要な会計方針の要約

事業内容

当社は、日本においてインターネット接続サービス及びその他のインターネット関連役務を提供する会社として、平成4年12月に設立され、平成20年6月30日現在、NTT及びその100%子会社であるNTTコミュニケーションズによりあわせて議決権比率の29.4%を所有されております。当社及び当社の連結子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）は、日本国内及び米国ならびにアジアの他の国々へのインターネット接続サービスの提供を行っております。さらに当社グループは、主にインターネットに関連するシステムのコンサルテーション、設計、開発、構築、運用保守及びシステム構築のための機器調達に関する機器販売との内容にてシステムインテグレーション役務及び機器販売を提供するとともにその他のインターネット関連サービスを提供しております。また、これらの他に、当社グループはATM運営事業を行っております。

当社グループは、インターネット関連サービス事業セグメントの他にATM運営事業セグメントを有しておりますが、ATM運営事業はスタートアップ段階にあり重要性が低いため、当第1四半期連結会計期間には、セグメント情報を開示しておりません。ほとんど全ての収益は、日本において事業を営む顧客からのものであります。

特定の重要なリスク及び不確実性

当社グループは、インターネットバックボーン網の大半の調達先として数社の通信キャリアに、また顧客へのアクセス回線の調達をNTT東日本及びNTT西日本、電力会社及びその関係会社に依存しております。現在、NTTコミュニケーションズが当社グループの利用するネットワーク・インフラの最大の供給元となっております。当社グループは、複数の通信会社、供給業者及び代替的機関を利用することでサービスの中断を緩和していると考えておりますが、通信サービスの混乱が生じた場合、当社グループの経営成績に不利な影響を与える可能性があります。

当社グループにとって潜在的に信用リスクが集中する金融商品には、主に、現金による投資、売掛金及び敷金保証金があります。売掛金に関するリスクは、多数の顧客が顧客基盤を構成していることにより緩和されていると当社グループは考えております。

重要な会計方針の要約

開示の基礎

当社は、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則に従い、帳簿を作成しております。米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に適合するために、当四半期連結財務諸表において調整及び組替えが行われております。これらの調整は法定帳簿には記録されておりません。

組替

当第1四半期連結会計期間において、次の組替を行っております。当第1四半期連結会計期間より、従前の「インターネット接続及び付加価値サービス売上高」における「付加価値サービス」及び「その他」との内訳区分を、顧客企業の情報ネットワークシステムに関連しその運営のために必要となる役務提供サービスとして併せて表示の方がより適切と考えられるため、「アウトソーシングサービス」との区分へと組替表示しております。これにあわせ、従前の「インターネット接続及び付加価値サービス売上高」及び「インターネット接続及び付加価値サービス売上原価」との名称を、それぞれ「インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高」及び「インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上原価」へと変更しております。また、当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、「システムインテグレーション売上高」の内訳を「構築」及び「運用保守」に区分し連結損益計算書に開示しております。

連結

当四半期連結財務諸表は、当社及びそのすべての子会社すなわち、(株)ネットケア、(株)アイアイジェイテクノロジー、IIJ America Inc.、(株)アイアイジェイフィナンシャルシステムズ、ネットチャート(株)、GDX Japan(株)、(株)ハイホー、(株)トラストネットワークス、オンデマンドソリューションズ(株)（平成20年4月4日に設立）及び(株)IIJイノベーションインスティテュート（平成20年6月10日に設立）の各勘定を連結したものであります。各連結子会社の第1四半期決算日は、IIJ America Inc.を除き、6月30日であります。IIJ America Inc.の第1四半期決算日は3月31日であり、6月30日までの財務報告を求めることは同社にとって現実的でないことから、当四半期連結財務諸表作成を目的としてIIJ America Inc.の第1四半期決算日を使用しております。当四半期連結財務諸表において調整あるいは開示が求められる当第1四半期決算日までの期間に発生した重要な事象はありませんでした。連結会社相互間の重要な取引高及び残高は、連結上、消去しております。当社が重要な影響力を有するが支配力は有しない会社への投資については、持分法を適用しております。一時的でない価値の下落により持分法適用会社に対する投資の価値が帳簿価額を下回った場合には、当該投資を公正価値まで減額し、減損を認識しております。

連結子会社又は持分法適用関連会社が第三者に対し当社の簿価を上回るあるいは下回る価格で新株式を発行した場合には、当社持分の増減から結果として生じる利益あるいは損失を、当該新株式が発行された年度に認識しております。

見積りの使用

米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成には、第1四半期決算日現在の資産負債の報告金額及び偶発資産負債の開示、ならびに報告期間における収益費用の報告金額に影響を与えるような見積り及び仮定を経営者が行うことが求められております。使用された重要な見積り及び仮定は主に、原価法による投資先への評価損、繰延税金資産の評価性引当金、貸倒引当金、退職給付に係る年金費用及び年金債務の確定、固定資産及び耐用年数を確定できる無形固定資産の見積り耐用年数、固定資産、営業権及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産の評価損であります。なお、実績はこれらの見積りと異なる場合があります。

収益の認識

顧客からのインターネット接続サービス売上高は、法人向け接続サービス及び個人向け接続サービスからなっております。法人向け接続サービスは、主として、IPサービス及びIIJ Fiber Access/Fサービスなどのブロードバンドサービスにて構成されております。個人向け接続サービスは、IIJ 4U及びIIJmioなどの自社ブランド、またハイホープブランドにて提供されており、その内容はダイヤルアップ接続サービス、光ファイバやADSLによるブロードバンドサービスなどで構成されております。これらの契約の期間は、法人向け接続サービスについては1年、個人向け接続サービスについては通常1ヶ月であります。これらのサービスはすべて、月次で均等額を請求し、収益に計上しております。

アウトソーシングサービス売上高は、ファイアウォールサービスといった種々のインターネット接続関連サービスの売上高、ハウジング、監視及びセキュリティサービスから構成されるデータセンターサービスによる月額収入などからなっております。また、主にコールセンター・カスタマーサポート及び顧客の多拠点間ネットワークを構築するための回線サービスを提供する広域ネットワークサービスを含んでおります。これらのサービスの期間は通常1年であり、収益はそのサービス期間の間、均等に認識しております。

インターネット接続及びアウトソーシングサービスに関連して受け取った初期設定サービス料は繰り延べ、契約期間にわたって収益に計上しております。

システムインテグレーション売上高は、主に、インターネット・ネットワークシステムの構築（開発を含む）ならびに関連する保守、監視及びその他の運用サービスからなっております。インターネット・ネットワークシステムの構築には、計画、システム設計、システム開発、構築及び第三者からの機器やソフトウェアの調達が含まれております。システムインテグレーション役務は、FASBの新会計問題審議部会（以下、「EITF」といいます。）審議事項第00-21号「複数の検収機会がある際の収益認識の調整」という規定に示された指針に沿って処理されております。多面的なアレンジメントを含む取引における検収機会については、下記の指針に基づき独立性と配分可能性が適用され、以下の全ての要件を満たしている場合、複数の会計単位に分けられます。

- ・提供済みの役務について、顧客からみてそれ自身に独立した価値があること
- ・未提供の役務の公正価値について、客観的且つ信頼できる証拠があること
- ・多面的なアレンジメントが取引に一般的な返品を認めている場合、未引渡しあるいは未提供の役務が提供される可能性が高く、また提供するかどうかの実質的な決定権を販売側が有すること

これらの要件を満たさない場合、多面的なアレンジメントを含む取引の収益認識は、単一の会計単位として、これらの要件を全て満たすかあるいは全ての役務が完了する何れか早い時期まで均等に認識されるか繰り延べられます。これらの要件をそれぞれ満たし、多面的なアレンジメントにおける全ての会計単位について、客観的且つ信頼できる公正価値を算定できる場合、当該アレンジメントの収益は公正価値に基づき個々の会計単位に配分されます。

システム的设计、開発、構築の期間は1年未満であり、収益はシステム及び機器が引き渡され顧客が受け入れた時点で認識しております。機器又はシステムが当該一連のアレンジメントにおける他のシステムの構築に先んじて引き渡された場合には、当社グループが残る機器又はシステムの提供を履行できない際に、顧客が全機器、システムを返却する可能性もあることから、収益の認識は、残る役務の提供を完了し顧客がそれを受け入れる時点まで繰り延べられます。保守、監視及び運用サービスの売上高は、個々の契約期間(通常1年)にわたり認識しております。

当社グループは、機器売上高を報告する際に、売上高及び関連する原価を総額で表示すべきか或いは稼得した純額で表示すべきかについて、EITF審議事項第99-19号「契約の当事者としての売上高の総額表示と代理人としての売上高の純額表示」に示された指針に沿って評価を行っております。当社グループは、取引において第一義的な責任を負っていること、価格の設定及びサプライヤーの選定に裁量を有していること、サービス仕様の決定に関与していることなどの特定の条件を満たした場合に、顧客に請求した総額を表示しております。

機器売上高は、機器が顧客に引き渡され検収された時点で収益として認識されております。機器の所有権は、機器が顧客に検収された時点で移転します。

ATM運営事業売上高は、主として利用者がATMにて現金の引出しを行う際に支払うATM手数料であります。ATM手数料は、利用者がATMサービスを利用する度に徴収されますが、これらは月次で集計され、収益に計上されます。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、当初満期日が3ヶ月以内の定期預金を含みます。

貸倒引当金

貸倒引当金は、主として当社グループの過去の貸倒実績及び債権残高に係る潜在的損失の評価に基づき、適切と考える金額を計上しております。

公正価値による測定

当社グループは、当第1四半期連結会計期間よりSFAS第157号「公正価値による測定」を適用しております。SFAS第157号は、公正価値を定義し会計基準における公正価値による測定に関する枠組を確立し、公正価値測定に関する開示事項を拡大するものであります。平成20年2月に、FASBは、一部の非金融資産及び負債について、SFAS第157号の適用を1年間延長することを示し、特定のリース取引について適用を除外するFSP第157号-1「SFAS第13号「リースの会計処理」及び同基準書に基づくリースの分類・測定に関連する公正価値測定について規定している他の基準書へのSFAS第157号の適用」及びFSP第157号-2「SFAS第157号の適用日」を公表しました。当社グループは、FSP第157号-2が認めるとおり、SFAS第142号あるいはSFAS第144号に従って減損判定を行うのれん、長期性資産、償却対象無形固定資産を含む非金融資産について、公正価値による測定の開示の延期を選択しました。SFAS第157号の適用は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与えませんでした。

公正価値評価オプション

平成19年2月にFASBは、SFAS第159号「SFAS第115号の改訂を含む金融資産及び金融負債に関する公正価値評価オプション」を発行しました。SFAS第159号は、企業が適格金融資産及び負債について、一定の選択日において個々に公正価値で測定することを認めており、公正価値で測定することを選択した科目に係る未実現損益は損益として認識されることとなります。SFAS第159号は、当第1四半期連結会計期間より適用可能ですが、当社グループは、SFAS第159号に基づく公正価値評価を選択しませんでした。従い、SFAS第159号の適用は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与えませんでした。

その他投資

SFAS第115号「特定の負債及び持分証券に関する会計処理」に準拠して、当社グループは、市場性のある持分証券を売却可能な証券に分類しており、これらは公正価値により会計処理し、未実現損益は損益計算を通さず、その他の包括利益(損失)累計額に含めて計上しております。売却原価は平均原価法により算定しております。

当社グループは、売却可能な投資の公正価値について定期的にレビューを実施し、個々の投資の公正価値が原価以下まで下落していないか、またその下落は一時的なものか否かを判定しております。価額下落を一時的でないと判定した場合には、当該投資の帳簿価額を公正価値まで評価減しております。一時的でない価額下落の判定は、公正価値下落の程度、公正価値下落が原価を下回っている期間の長さ及び減損の認識を早めるかもしれない事象を勘案して行っております。その結果生じる実現損失は、当該下落が一時的でないと判定された年度の連結損益計算書に計上しております。

市場性のない持分証券は、公正価値が容易に算定できないため、原価で計上しております。ただし、特定の有価証券の価額が下落し、それが一時的でないと判断された場合には、当該有価証券は見積公正価値まで評価減しております。減損処理については、当該投資先の業績、事業計画、規制の変更、経済環境あるいは技術的な環境の変化等を熟慮のうえ決定しております。減損額を算定するために、公正価値は、投資先の純資産に対する当社グループの持分により算定しております。

たな卸資産

たな卸資産は主として、再販用に購入したネットワーク機器及びシステム構築に係る仕掛品からなっております。再販用に購入したネットワーク機器は、平均法により決定された原価又は時価のいずれか低い方をもって計上されております。システム構築に係る仕掛品は、製造間接費を含めた実際製造原価又は時価のいずれか低い方をもって計上されております。たな卸資産は定期的にレビューされ、滞留又は陳腐化していると認められた品目は、見積正味実現可能価額まで評価減しております。

リース

SFAS第13号に規定されている特定の要件を満たすキャピタル・リースは、最低支払リース料の現在価値で契約当初に資産化されております。その他のリースは、オペレーティング・リースとして会計処理されております。キャピタル・リースの支払リース料は、リース債務の残高に対する利率が一定になるように支払利息とリース債務の返済とに配分されます。オペレーティング・リースの支払リース料は、リース期間にわたり定額法により処理しております。

有形固定資産

有形固定資産は原価で計上しております。有形固定資産の減価償却は、購入ソフトウェア及びキャピタル・リース資産を含め、主として定額法により、資産の見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方に基づいて計算しております。減価償却に用いる主な資産種類別の耐用年数は、以下の通りであります。

| | 耐用年数の範囲 |
|--------------------|---------|
| データ通信用、事務用及びその他の設備 | 2～15年 |
| リース資産改良費 | 3～15年 |
| 購入ソフトウェア | 5年 |
| キャピタル・リース資産 | 4～7年 |

長期性資産の減損損失

長期性資産は主として、キャピタル・リース資産を含む有形固定資産及び償却対象無形固定資産からなっております。当社グループは、SFAS第144号「長期性資産の減損又は処分に関する会計処理」に従い、事象又は状況の変化により資産の帳簿価額を回収できない可能性が示唆された場合に、長期性資産の減損を検討します。当第1四半期連結会計期間においては、長期性資産の減損損失は計上されませんでした。

営業権及びその他の無形固定資産

SFAS第142号「営業権及びその他の無形固定資産」に従い、営業権(持分法による営業権を含む)及び耐用年数が確定できないと認められる無形固定資産は償却されず、減損テストの対象となります。減損テストは、年1回あるいは、もし事象や状況の変化が、これら資産が減損をしているかもしれないという兆候を示すならば、それ以上の頻度で実施されることが要求されます。当社グループは、3月31日に年次の減損テストを実施しております。耐用年数が確定できる無形固定資産は顧客関係及びライセンスからなっており、その見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。なお、顧客関係の耐用年数は3年から10年であり、ライセンスの耐用年数は5年であります。

退職年金及び退職一時金制度

当社グループは、退職年金及び退職一時金制度を有しておりますが、これらに係る費用は、年金数理法により計算された額を計上しております。

当社グループは、平成19年3月31日に、SFAS第158号を適用しました。SFAS第158号は、確定給付型年金及びその他の退職後給付制度について、給付債務と年金資産の公正価値の差異として測定された年金財産状態を平成19年3月31日現在の連結貸借対照表において認識し、税効果調整後の対応する調整額をその他の包括利益累計額(税効果調整後)に計上することを要求しました。SFAS第158号の適用によるその他の包括利益累計額(税効果調整後)の調整は、従来はSFAS第87号により連結貸借対照表において年金財政状態と相殺されていた未認識数理計算上の損失と未認識移行時債務でしたが、この金額は、従前から採用していたそれらの償却に関する会計方針に従って、その後の会計年度においては償却され、期間純年金費用として認識されます。また、翌期以降に発生し、発生年度において期間純年金費用として認識されなかった数理計算上の利益あるいは損失は、その他の包括利益の構成要素として認識され、それらの額は、SFAS第158号の適用によりその他包括利益(損失)累計額に認識された額と同様な方法によって、翌期以降の期間純年金費用の構成要素として認識されます。また、SFAS第158号は、年金財政状態を貸借対照表日現在で測定することを要求しており、当社グループは平成20年12月15日以降に終了する会計年度よりSFAS第158号の測定日に関する規定を適用しましたが、当社グループの測定日は3月31日であるため財政状態及び経営成績に影響はありませんでした。

法人所得税

当連結会計年度の税引前当期利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。また、法人所得税には財務報告目的と税務目的で認識された資産負債間の一時差異及び税務上の繰越欠損金に対する税効果の影響を含めております。繰延税金資産の評価性引当金は、繰延税金資産のうち実現が不確実であると考えられる金額に対して設定されております。

平成19年4月1日に、当社グループは、FIN第48号を適用しました。FIN第48号は、SFAS第109号「法人所得税の会計」に従って、企業の財務諸表において認識すべき法人所得税の不確実性に関する会計処理を明確にするものであります。当社グループは、税法上の技術的な解釈に基づき、税務ポジションが税務当局による調査において50%超の可能性をもって認められる場合に、その財務諸表への影響を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。未認識税務ベネフィットに関連する利息及び課徴金については、連結損益計算書の法人税等に含めております。

外貨換算

外貨表示の財務諸表は、SFAS第52号「外貨表示の換算」に従い換算されます。これにより、当社グループの海外子会社及び持分法適用関連会社の資産及び負債は、決算日の為替レートにより日本円に換算されております。全ての損益項目は期中平均レートにより換算され、換算により生じる調整額は、その他の包括利益累計額に含み計上しております。

外貨建資産及び負債は、実質上、米ドル表示の現金及び預金からなっており、当第1四半期決算日のレートを用いて計算した金額により計上しております。その結果生じる為替差損益は損益に計上しております。

株式を基礎とした報酬

当社グループは、平成18年4月1日より、ストックオプションやその他の株式を基礎とした報酬に関する報酬費用を、修正プロスペクティブ法による公正価値に基づき測定し、計上することを求める改訂版SFAS第123号「株式を基礎とした報酬」（以下、「SFAS改訂第123号」といいます。）及び関連するFASB職員意見書（以下、「FSP」といいます。）を適用しております。SFAS改訂第123号は、適用日以前に付与されたオプションについては、権利の確定していないストックオプションの公正価値を残存する権利確定期間にわたって報酬費用として認識します。SFAS改訂第123号適用以前に権利が確定した報酬に帰属するこれらオプションの公正価値の部分については、認識されません。当社グループの既存の株式を基礎とした報酬は、既にその全ての権利が確定していたことから、SFAS改訂第123号は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与えませんでした。

研究開発費

研究開発費は発生時に費用計上しております。

広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用認識し、販売費及び一般管理費に計上しております。

基本的及び希薄化後1株当たり四半期純利益

基本的1株当たり四半期純利益は、期中の加重平均流通普通株式数を用いて計算しております。希薄化後1株当たり四半期純利益は、ストックオプション行使に伴い発行可能な株式の希薄化の影響を勘案して算出しております。

その他の包括利益(損失)

その他の包括利益(損失)は、在外子会社の財務諸表の換算により生じる為替換算調整勘定、売却可能有価証券に係る未実現損益及び確定給付型年金の調整額からなっております。

セグメント情報

FAS第131号「企業のセグメントと関連情報に関する開示」は、事業セグメントに関する情報の開示基準を定めております。事業セグメントは、収益を稼得し、費用が発生する事業活動が行われる企業構成要素で、経営上の最高意思決定者によって資源配分意思決定や、業績評価のため、その経営成績が定期的にレビューされており、そのための分離した財務情報が得られる企業構成要素と定義されております。

当社グループは、インターネット接続サービス、アウトソーシングサービス、システムインテグレーション及びネットワークに関連する機器の販売等の役務を複合し、顧客のニーズに応じて包括的なソリューションとして提供しています。当社グループの事業活動の最高意思決定者である当社グループの代表取締役社長CEOは、定期的に収益と費用のレビューを連結ベースにて行っており、インターネット関連サービス事業セグメントについて、資源の配分と事業評価に関する意思決定を行っております。ATM運営事業に関しては、インターネット関連サービス事業とは事業構造が異なり、また経営者の意思決定も独立して行われておりますが、当第1四半期連結会計期間において、当該事業はスタートアップ段階にあり重要性が低いため、セグメント開示を行っておりません。

新たな会計基準

平成19年12月にFASBは、SFAS改訂第141号「企業結合」を発行しました。SFAS改訂第141号は、買収者が財務諸表において、取得した識別可能な資産、引き受けた負債、被買収者の非支配持分及び取得した営業権の認識及び測定に関する基準及び要求を規定しております。また、SFAS改訂第141号は、企業結合の内容及び財務諸表に対する影響の評価を可能にする開示要求を規定しております。SFAS改訂第141号は、平成20年12月15日より後に開始する会計年度より適用となります。当社グループは、SFAS改訂第141号の適用による影響を現在評価中であります。

平成19年12月にFASBは、SFAS第160号「連結財務諸表における非支配持分—ARB第51号の改訂」を発行しました。SFAS第160号は、連結子会社における非支配持分及び連結子会社が連結対象外となったときの会計処理及び報告の基準を規定しております。SFAS第160号は、平成20年12月15日より後に開始する会計年度より適用となります。当社グループは、SFAS第160号の適用による影響を現在評価中であります。

2 企業結合

当第1四半期連結累計期間に生じた企業結合はありません。

3 退職給付制度

当第1四半期連結累計期間における期間純年金費用の内訳は、以下のとおりであります。

| | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|-------------|---|
| | 金額 (千円) |
| 勤務費用 | 94,455 |
| 利息費用 | 9,077 |
| 年金資産の期待運用収益 | △6,738 |
| 移行時債務の償却 | 101 |
| 数理計算上の損失の償却 | 3,223 |
| 期間純年金費用 | 100,118 |

当社グループは、ほぼ全従業員を対象とする確定給付型年金制度を有しております。当社は、従業員非拠出型の確定給付型年金制度に対し、毎期掛金を拠出しております。

4 約定債務及び偶発債務

平成13年12月、米国において連邦証券諸法違反を申し立てる集団訴訟が当社ならびに一部の当社取締役、そして当社の米国にての新規株式公開時の引受証券会社を被告として提起されました。同様の申立ては、平成10年以降に新規株式公開を行った他の300社以上の発行体に対しても起こされており、ニューヨーク州南部地区では、これらの申立てを統一した手続きの中で進めております。平成14年4月24日に修正訴状が提出され、特に、当社の新規公開株式の引受人が、(i)引受人の顧客との間で、一定の補償契約(例えば、未公開の手数料契約又は流通市場で株式を買取る抱き合わせ契約)を締結した、及び(ii)新規株式公開後において流通市場で当社の株価を人為的に引き上げる操作を行ったことにより、米国証券諸法に違反したと主張されました。平成14年7月15日、当社は、同様な各種訴訟で提訴を受けている発行者や個人による、修正訴状の却下を求める共同申立てに参加しました。平成15年2月19日、裁判所は、当該却下を求める申立てについて裁定をしました。裁判所は、当社に対する主張が不十分であるとして、米国証券取引法により定められたRule 10b-5に基づく当該請求の却下を求める申立てを承認しました。また、米国証券取引法第11条に基づく請求の却下を求める申立ては、併合された事件における当社を含めた実質的に全ての被告について否認されました。平成15年6月、当社は条件付きで、本件の原告との提案された部分的な和解に同意し、和解被告である他の発行体と共に、和解契約についての裁判所の仮承認を求めました。和解契約では、被告である引受証券会社の回収について当社の保険会社が保証を行うこと及び当社がその他の非金銭的な報酬を提供することと引き替えに、修正訴状における不公正な行為について被告である当社及び取締役を解放することになっております。部分的な和解は裁判所の承認を受けていない状態であり、引受証券会社に対する訴訟は継続しました。連邦地方裁判所は、訴訟を、併合された310の事件全てについてではなく、数件の事件(以下、「集中審理事件」といいます。)に絞って行うと判断しました。当社の事件はそれらの事件に含まれていません。平成16年10月13日、連邦地方裁判所は、当該事件を集団訴訟として認定しました。被告である引受証券会社は、当該認定について控訴し、平成18年12月5日、連邦控訴裁判所は、連邦地方裁判所による集団訴訟であるという認定を破棄しました。平成19年4月6日、連邦控訴裁判所は、原告の再弁論の申立てを否認し、続いて同年5月18日には、全員一致でこれを否認しました。連邦控訴裁判所の見解を踏まえて、当社を含めた全ての発行体である被告のための特別代理人は、連邦地方裁判所に、当該訴訟クラスのような否認された和解クラスは認定されないことから和解契約も承認されない旨を知らせました。平成19年6月25日、連邦地方裁判所は、和解契約を終了する命令を発令しました。平成19年8月14日、原告は、6件の集中審理事件について第2修正訴状を提出し、同年9月27日、再度、集団訴訟としての認定を求める申立てを行いました。平成19年11月12日、一部の被告は、集中審理事件において第2修正訴状の却下を求める申立てを行いました。平成20年3月26日、連邦地方裁判所は、新規株式公開時の公募価格より高い値段で株式を売却した原告及び以前認定された原告クラス構成員を画定するための一定の期間外に株式を購入した原告による米国証券取引法第11条に基づく請求を除き、申立てを否認しました。集団訴訟としての認定を求める申立てに関する陳述は、平成20年5月に終了しました。連邦控訴裁判所の命令に従った和解契約の交渉を再度行うことの可能性は不明であります。また、確実な予想が困難であるという訴訟自体の本質からしても、本件の最終的な結果を正確に予測することはできません。

上記に加え、当社グループは通常の事業の過程において生じる他の訴訟及び請求の当事者となっております。

当社は、資産運用の一環として、平成18年5月、平成19年1月及び平成20年1月に、主として未上場株式等を投資対象とするファンドに対し、それぞれ5,000千米ドル(3ファンド合計で15,000千米ドル)の資金拠出を行う投資一任契約を投資顧問会社と締結しました。当社は、これらのファンドの資金拠出要請(キャピタル・コール)に応じ、今後複数年間にて資金を順次拠出する予定であり、当第1四半期連結会計期間末現在にて、これら3ファンドへ400,000千円の拠出を行っております。これらファンドに対する投資額は、当社グループの四半期連結貸借対照表の「その他投資」に計上されております。

5 公正価値による測定

公正価値による測定－継続ベース

対象となる金融資産及び負債について、市場参加者が資産または負債の価格を算定するに当たり使用する仮定（インプット）に応じて、次の3つのレベルに区分し開示することを要求しております。

- ・レベル1：観察可能なインプット（活発な市場における、同一の資産または負債の市場価格）
- ・レベル2：レベル1の市場価格以外の観察可能なインプット（活発な市場における類似の資産または負債の市場価格。あるいは、活発でない市場における同一あるいは類似の資産または負債の市場価格、市場価格以外の観察可能なインプット、あるいは観察可能な市場データによって裏付けされたインプット）
- ・レベル3：観察不能なインプット（市場価格が得られないもの）

当第1四半期連結会計期間末現在において、SFAS第157号に従って公正価値による測定を行った経常基準による金融資産の残高は、以下のとおりであります。

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日現在) | | |
|---------------|---------------------------------|--------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 |
| | 金額(千円) | 金額(千円) | 金額(千円) |
| 資産： | | | |
| 売却可能有価証券－持分証券 | 934,318 | — | — |

売却可能有価証券は、日本、米国及び香港の株式市場に上場する上場株式であり、市場価格が得られるものであるためレベル1に分類しております。

6 基本的及び希薄化後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間における、基本的1株当たり四半期純利益及び希薄化後1株当たり四半期純利益の調整計算は、次のとおりであります。

| | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|------------------------|---|
| 分子： | |
| 四半期純利益(千円) | 169,077 |
| 分母： | |
| 普通株式の期中平均株式数－基本的(株) | 206,478 |
| ストックオプションによる希薄化効果(株) | 120 |
| 普通株式の期中平均株式数－希薄化後(株) | 206,598 |
| 基本的普通株式1株当たり四半期純利益(円) | 819 |
| 希薄化後普通株式1株当たり四半期純利益(円) | 818 |

当第1四半期連結累計期間において、以下のストックオプションの行使に伴い発行可能な株式は、その権利行使価格が当社の普通株式の市場平均価格を上回っていたことから、希薄化後1株当たり四半期純利益の計算に含めておりません。

希薄化の計算から除いたストックオプションの行使に伴う潜在株式数は、下記のとおりであります。

| | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|---------------------------|---|
| ストックオプションの行使に伴い発行可能な株式(株) | 950 |

7 重要な後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

株式会社 インターネットイニシアティブ

取 締 役 会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎 野 晃 雄 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 隆 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターネットイニシアティブの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「当四半期連結財務諸表作成の基準について」参照）に準拠して、株式会社インターネットイニシアティブ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びのキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

| | |
|----------------|--|
| 【提出書類】 | 確認書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の8第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成20年8月14日 |
| 【会社名】 | 株式会社インターネットイニシアティブ |
| 【英訳名】 | Internet Initiative Japan Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 鈴木 幸一 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 取締役CFO 渡井 昭久 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社インターネットイニシアティブ関西支社 (大阪府大阪市中央区北浜四丁目7番8号) 株式会社インターネットイニシアティブ名古屋支社 (愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 株式会社インターネットイニシアティブ横浜営業所 (神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表取締役社長鈴木幸一及び取締役CFO渡井昭久は、当社の第17期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）に係る四半期報告書に関して、本四半期報告書の提出日現在において、私たちの知る限り、本四半期報告書の記載内容は全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

